

資料7-2

( 第2回感染症予防医療対策  
審議会資料より抜粋 )

# 東京都感染症予防計画 ～中間のまとめ（案）～

令和5年12月

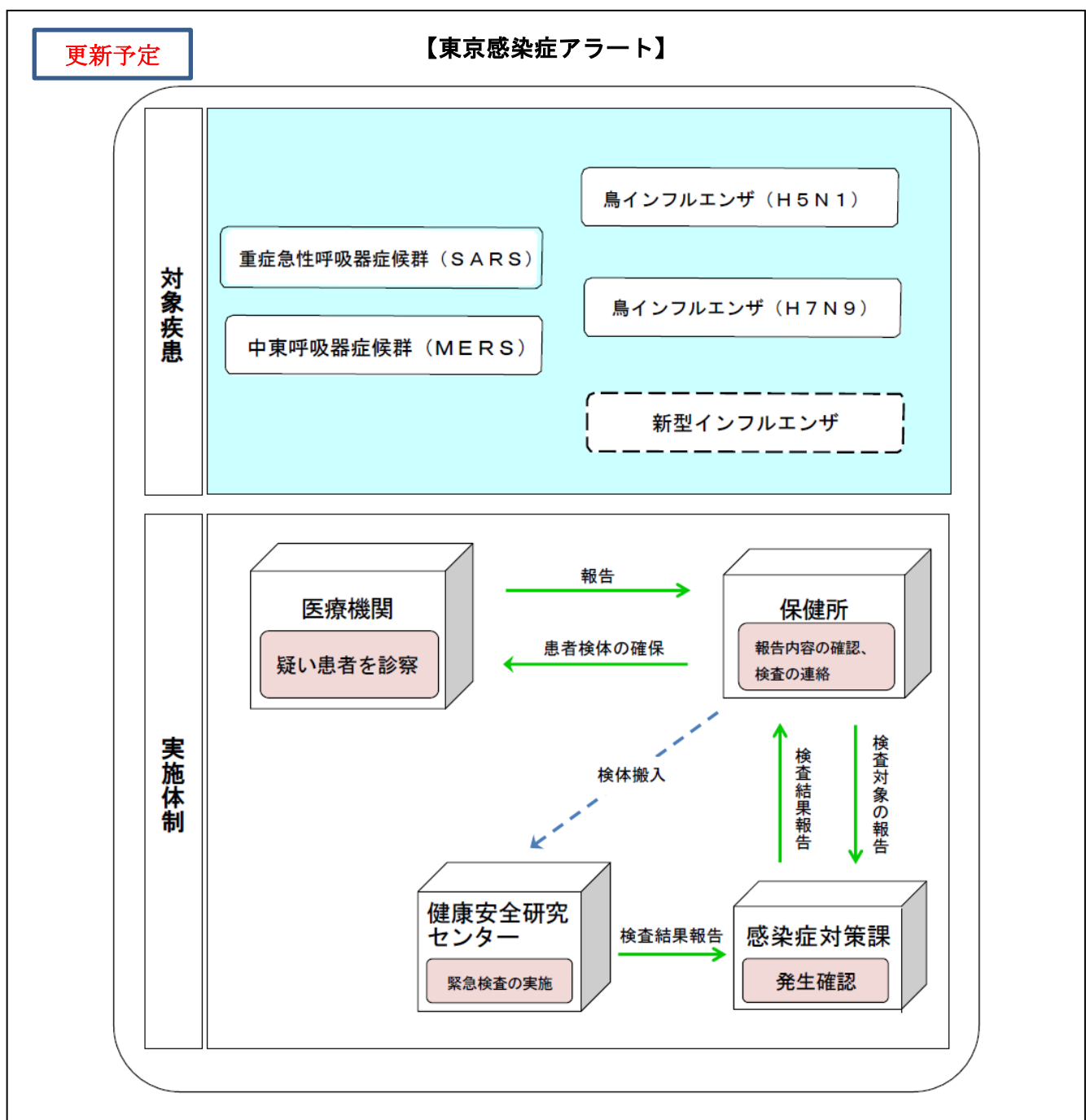
東京都

## 2 感染症早期発見システムを活用した取組の推進

都は、東京感染症アラート（鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）の感染地域からの帰国者などで当該症例が疑われる患者を医療機関が確認した場合に、保健所へ届け出て疫学調査及び病原体検査を速やかに実施する仕組み）を活用して患者発生の早期把握を図る。

また、こうした仕組みを円滑に運用するため、平時から医療機関への制度の周知や疾患に関する情報を提供する。

あわせて、都は、新興感染症の発生に備え、呼吸器症状、発熱、発疹等の症状があり、感染症が疑われる患者に関する定点医療機関や東京消防庁からの報告を収集、分析するサーベイランスを引き続き実施する。



## 第2 感染症発生時のまん延防止のための施策

### 1 検査体制

#### (1) 健康安全研究センターの体制強化

健康安全研究センターでは、感染症法の対象とされている疾患にかかる診断に際して、医療機関や民間検査機関では通常実施できない検査であって、感染症の発生状況等の把握のため行政機関として必要と判断されるものや、感染症法第15条に基づき実施される積極的疫学調査における検体の検査等を実施している。

新型コロナの発生初期においては、ウイルスの検査を実施できる施設が健康安全研究センター及び国立感染症研究所に限定され、急激に増加する検査需要への対応のため、新たな検査機器の導入・増強、検査に対応する職員の確保・技術の習得、休日・夜間における検査体制の構築など検査能力の増強に取り組むとともに、対応可能な民間検査機関等への委託など外部リソースも活用し、対応した。

こうした経験を踏まえ、新興感染症の発生に備えて平時から体制構築を図るため、健康安全研究センターは、検査機器の整備や試薬の確保、検査部門の人員確保、国立健康危機管理研究機構や地方衛生研究所のネットワークを活用した専門的人材の育成のほか、集団感染発生時等に対応可能な検査法の構築や実践型訓練の実施など、平時から病原体検査体制の強化を計画的に進めていく。

また、必要に応じ病原体情報等を東京iCDCと共有するなど、検査部門の情報共有を推進するとともに、国の専門機関や他の地方衛生研究所等と連携・協力し、分離株やゲノム情報、検査試薬類の提供や共有化などにより、地方衛生研究所全体で早期に検査体制を立ち上げる。さらに、民間検査機関への検査手法の技術供与や精度管理を進め、東京都内での試験検査体制の確保・充実を図っていく。

積極的疫学調査にかかる検体搬送については、新興感染症等の早期探知・対策が必要となる疾患の発生時に、迅速かつ効率的に健康安全研究センターへ検体を搬入する仕組みを整備する。

#### (2) 民間検査機関・医療機関による検査体制構築

新型コロナ発生初期においては、保健所で疑い例の検体採取を行い、健康安全研究センターが検体の検査分析を実施した。感染が疑われる患者の診療・検査については、帰国者・接触者外来（新型コロナ外来）を設置する一部の医療機関や地区医師会等が設置した地域外来・検査センター（PCRセンター）において対応した。

その後の感染拡大に伴う検査需要の増大に対応するため、都では、定期的に民間検査機関や医療機関の検査実施能力を把握するとともに、民間検査機関や医療機関に対してPCR等検査機器整備費の補助を行い、都内全体の検査実施能力を強化し、感染拡大時の検査需要に対応した。

新型コロナ発生時のような検査需要が飛躍的に増大する事態にあっては、公的検査機関に加えて民間検査機関や医療機関との連携の下に各地域における検査実施能力を拡充する必要があることから、連携協議会等を活用して新興感染症の発生に備え、発生早期、流行初期、流行初期以降の各段

階での関係機関との役割分担を明確にする。民間検査機関等と感染症法に基づく措置協定を締結することにより、有事における検査実施能力を確保する。

また、民間検査機関等における検査実施能力の向上のため、都は平時から協定を締結した民間検査機関等と検査にかかる情報共有を行うとともに、技術指導や精度管理の向上のための取組など必要な支援を行う。

## 2 積極的疫学調査の実施等

### (1) 保健所による調査・保健指導等

保健所は、感染症に罹患した又は罹患したことが疑われる患者が発生した場合や、集団感染の発生が認められるなど、通常の発生動向と異なる傾向が認められた場合で、当該感染症の発生を予防し、又は感染症の発生状況や原因等を明らかにするため必要がある場合には、当該患者（疑似症患者や無症状病原体保有者を含む。）及びその関係者に対して、積極的疫学調査を実施する。

なお、新興感染症や一類感染症の患者が発生した場合や、広域的に患者が発生した場合など、通常の対応ではまん延防止を図ることが困難な事態が発生した場合には、都及び保健所設置区市が連携して調査を実施し、協力して対策を講じる。また、海外での感染症の流行情報についても、健康安全研究センター、保健所、医療機関、医師会等関係団体の間で情報共有に努め、連携して発生情報の早期把握と迅速な対策を実施する。

感染症に感染した動物が都内のペットショップで販売されていることが判明した場合には、動物愛護相談センターが、必要に応じ区市町村の協力を得て、動物取扱業者の施設等の調査を実施する。

これらの調査の実施に当たっては、患者情報及び病原体の収集並びにそれらの疫学的な解析のため、必要に応じて医療機関、保健所設置区市の衛生試験所、国立健康危機管理研究機構、医師会等の関係団体の協力を得る。

さらに、都は、発生がまれな感染症が発生した場合や外国人の患者に対応する場合に、調査に従事する保健所職員が円滑な対応を図れるよう、国や国立健康危機管理研究機構の最新の知見を入手して保健所に速やかに情報提供を行い、保健所が利用できる多言語通訳の仕組みを構築するなど、保健所職員の感染症発生時の対応力向上のための研修や技術的支援を推進する。

積極的疫学調査等の結果により明らかになった感染拡大防止に必要な情報は、各種法令に基づく個人情報取り扱いに配慮しつつ、都内医療機関や医師会等の関係団体に提供するとともに、都と区市町村間の情報交換を通じて感染症対策に活用する。

### (2) 専門的支援チームの派遣

#### ア 東京都実地疫学調査チーム

都は、保健所から依頼を受けて保健所が行う積極的疫学調査の企画立案・実施・評価等を支援する、東京都実地疫学調査チーム（TEIT: Tokyo Epidemic Investigation Team）を設置している。